

養子離縁届
不受理申出

令和 年 月 日届出

(あて先) 大阪市 区長

受付 令和 年 月 日
発収簿番号 第 号
整理番号 第 号

送付 令和 年 月 日
発収簿番号 第 号
整理番号 第 号

書類調査

戸籍調査

発送 令和 年 月 日
(大阪市・区長印)

不受理申出の対象となる届出		養子離縁の届出	
		過去にした養子離縁の届出の不受理申出 ☐ 有 ☐ 無	
養親子関係人の表示	氏名 生年月日	養子 (特定されている場合)	養親 (特定されている場合)
		年 月 日	年 月 日
	住所 (住民登録をしているところ)	丁目	丁目
		番地 (方書) 番 号	番地 (方書) 番 号
	本 籍		
		番地 番	番地 番
筆頭者の氏名		筆頭者の氏名	
その他			

上記届出がされた場合であっても、わたしが区役所等（市役所、町村役場を含む）に出頭して届出たことを確認することができなかったときは、これを受理しないよう申出をします。

申出人署名	
生年月日	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日
住所 〔住民登録をしているところ〕	
	丁目 番地 (方書) 番 号
本 籍	番地
	番
	筆頭者の氏名
申出人連絡先 (連絡方法の希望)	電話 希望

※ 養子になる人が15歳未満のときは、養子に代わって離縁後の法定代理人が申出人となります。

注 意 事 項

- あなたが届出の当事者でない届出についての不受理申出は、することができません。
- この不受理申出書は、できるだけ本籍地の市区町村に提出してください。
- 原則として、申出人ご本人であることを確認することができる書類を提示する必要があります。
- 原則として、不受理申出は、郵送による方法は認められません。
- あなたが不受理申出をした後に転籍等により本籍地を他の市区町村に変更した場合は、以後、この申出は新本籍地市区町村に対する申出となります。
- 不受理の取扱いをすることについて市区町村・法務局からお問い合わせをする場合がありますので、確実な連絡先を記載してください。
- 不受理申出の意思を改めた場合には、原則として、ご本人であることを確認することができる書類を提示の上、自分で署名した取下書を窓口提出してください。
- 相手方を特定した不受理申出に係る届出が適法に受理された場合には、この申出は、効力を失います。
- 15歳未満の方を養子とする縁組届の不受理申出を法定代理人の方から行っている場合は、ご本人が15歳に達したときは、改めてご本人から不受理申出をしていただく必要があります。（養子が15歳未満である場合の離縁届の不受理申出についても同様です。）

市区町村 使用欄	項目	処理	処理内容等
	受領日時分		令和 年 月 日 時 分
	本人出頭		☐ あり ☐ なし
	本人確認方法		個カ・免・パ・その他（ ）
	不受理申出人の本籍の変更等による送付		送付 令和 年 月 日 発収簿番号 第 号 新本籍地
	取下げ（失効） となった日及び 事由		令和 年 月 日 取下・失効（失効事由 ）